

○飯塚市有害鳥獣広域捕獲対策補助金交付要綱

平成25年4月1日

飯塚市告示第81号

改正 H30-393

(趣旨)

第1条 この告示は、有害鳥獣捕獲及び広域捕獲対策事業を円滑に推進するため、市が入会する筑豊地域有害鳥獣広域捕獲対策協議会(以下「協議会」という。)の決定する広域捕獲計画(以下「捕獲計画」という。)に基づき、有害鳥獣の捕獲及び特定鳥獣の数の調整のための捕獲(以下「捕獲活動」という。)を行った有害鳥獣駆除員(市長が関係猟友会等と協議して定めた者をいう。以下「駆除員」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するため、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、協議会の決定する捕獲計画に基づき、捕獲活動を行った駆除員とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助の対象としない。

(補助対象事業及び補助額)

第3条 補助は、協議会が決定した捕獲計画に基づく鳥獣の捕獲活動に対し行うものとする。

2 補助額は、福岡県の有害鳥獣広域捕獲対策補助金交付要綱(昭和52年福岡県要綱)に基づき算出された額を、捕獲対象鳥獣ごとの捕獲活動報告(調整)延従事者数の割合で振り分けて算出する。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、有害鳥獣広域捕獲対策補助金交付申請書兼実績報告書を作成し、市長に提出するものとする。

(H30-393一改)

(補助金交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請が適正であると認め、補助金の交付決定をしたときは、その旨を飯塚市有害鳥獣広域捕獲対策補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

(H30-393繰上)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年12月21日 告示第393号)

この告示は、告示の日から施行する。